

吹田市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本市におきましても、平成15(2003)年に策定した「地域就労支援計画」に基づき、障害者・母子家庭の母親・中高年齢者・若年者等の就職困難者の方々の就労にむけて、「地域就労支援センター」を設置し、本市主催の能力開発講座や各種技能訓練校、関係機関で実施されるセミナーをご案内しております。

また、ハローワーク淀川・大阪府総合労働事務所北大阪センター等と連携し「合同就職面接会・再就職支援セミナー」を開催、雇用能力開発機構大阪センターと「中小企業人材育成セミナー」を開催するなど、雇用の推進に努めているところです。

今後とも「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の取り組みの柱でもある「雇用・就労機会の確保」「就職支援事業の推進」「職業能力開発の促進」「支援体制の整備」の推進に大阪府をはじめ関係機関と連携を行いながら取り組んでまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

地域経済の発展は、地域産業の振興ならびに中小企業の活性化などと地域の人材供給が相まってこそ達成し得るものと認識いたしております。市内の産業の育成に関しましては、地域住民に関わりの深い商店街の活性化に対する支援はもちろんのこと、その他の中小企業の育成支援、起業家の側面支援、産官学の連携についても努めているところです。

一方で、「良質な労働力の確保」のため、市内で抽出された一定事業所において労働事情調査を実施し、その結果を調査した事業所に返すことにより労働環境の整備・改善に努めています。また、人材を育成するために、関係機関の協力を得て各種セミナーを開催しております。

そうしたなかで、地域の事業所への就労を目的とした合同就職面接会を大阪府・地域商工会議所等とともに例年実施しており、平成19年度には、若年者ならびに中高年者を対象に各1回、計2回を実施するなど、地域経済の活性化にむけて努めているところです。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り

組むこと。さらに、雇用の質の向上（正規雇用）にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

就労形態の多様化に伴い非正規雇用が増え、低所得者層の拡大や生活への不安が増大する一方、正規雇用者においても長時間労働が深刻化するなどの問題が起こっています。また、ライフスタイルの多様化に伴って就業形態に対するニーズも多様化してくるなど、幅広く雇用・就労への取り組みが求められています。

本市におきましても、ハローワーク淀川・大阪府総合労働事務所北大阪センター等と連携し、「合同就職面接会・再就職支援セミナー」を、また雇用能力開発機構大阪センターとともに「中小企業人材育成セミナー」を開催し、雇用の推進に努めているところです。今後とも大阪府をはじめ関係各機関と連携し、積極的な雇用の推進に努めてまいりたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」にも報告されておりますように、若年者において有効求人倍率では改善を示しているものの、完全失業率の年齢層別で見ると全体に比べて依然高い水準にあり、雇用のミスマッチが起こっている状況が明らかになっております。

本市におきましても、「フリーター・ニート」と呼ばれる若年者が相談や各種セミナーを通して自己の意欲をもち、自立にむけた活動ができるよう、地域就労支援事業における相談や市内のNPOとの連携、また、エルおおさかにある「大阪府若者サポートステーション」や「JOBカフェOSAKA」への誘導など、個々に応じた適切な支援を受けられるよう取り組んでまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国の景気が幾分回復したといっても、まだまだ地方経済にはその恩恵が及ばないところです。そのためにも地域産業の振興と発展、さらには、それに対する労働力の供給を一体的かつ関連事業として取り組むことが最重要課題であり、何よりも地域の自立への道につながるものと認識しています。雇用・労働行政の強化が、今時代が要請する最も取りかかるべき政策であると理解をしておりますが、雇用・労働施策には、その表裏一体となる産業振興施策についても並行して進めることが重要な取り組みであるものと考えております。

今後、必要不可欠な近隣の事業所ならびに関係機関との連携を強化しながら、施策を進めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市におきましては、経営に必要な知識を学ぶため中小企業大学校の研修を受講した場合に受講料の一部を補助する制度や、創業・ベンチャー支援の一環として、吹田商工会議所の協力を得てビジネスインキュベーター施設支援事業及びそのフォローアップのためのソフト支援事業もあわせて実施しております。

また、吹田商工会議所や大阪三島地域中小企業支援センターにおかれては、本市と連携のもと地元大学と産学連携の取り組みを進めておられ、これからもなお一層の充実のため協力してまいりたいと考えております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

アジア諸国との連携を強化し、アジアの活力を日本に取り込み日本の経済成長につなげることを意図するアジアゲートウェイ構想につきましては、本市といたしましても市内産業の振興に資するよう積極的に関係機関と連携・協力していきたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

自治体におけるCSR（企業の社会的責任）行政運営につきましては、法令遵守や社会貢献は当然のことであり、これまで全庁挙げて取り組んでまいりましたが、平成19(2007)年1月から施行しました「吹田市自治基本条例」において「情報共有」「市民参画」「協働」を市民自治の運営原則と定めており、今後とも市民満足度の高い市政運営に取り組んでまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

市民ニーズや社会情勢の変化に対応した施策を推進し、新たな課題に取り組んでいくためには、持続可能な自主自律の財政運営の確立は重要な課題です。

厳しい財政状況が続くなか、平成21(2009)年度までを計画期間とする「財政健全化計画(案)後期財政健全化方策」を策定し、財政健全化の取り組みを進めているところです。また、「吹田市自治基本条例」においては、総合計画に基づく政策目標を達成するため財政計画を策定し、効果的・効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければならないと規定しております。そのため、長期財政見通しを基礎として、政策目標実現のための財源確保に関する「財政計画」の立案や、持続可能な財政構造の具体的な数値目標とその達成のための方策として「第2期財政健全化計画」の策定のための検討を行っているところです。

また本市では、赤字地方債の発行や財政調整基金の取り崩しに頼らざるを得ない収支構造から脱却し、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の継続的黑字をめざすとともに、社会基盤整備等事業実施に伴う市債発行にあたりましては、費用負担の世代間公平の観点から、事業内容について慎重に検討しているところです。

さらに、将来の償還に伴う負担が財政運営上の過重な負担となり財政破綻を来すことのないよう、償還財源となる市税等の一般財源及び市債の償還額の今後見通しを的確に把握し、従来から適正な管理に努めております。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

現状としましては、本市には市立吹田市民病院を含め救急指定病院が4ヶ所あります。また日曜日と祝日の昼間は、市立休日急病診療所において内科・小児科・外科・歯科の診療を行っております。小児科につきましては、平成16年度から豊能広域こども急病センターにおいて夜間・休日診療を行っており、平成18年度からは日曜日・祝日の昼間に市立吹田市民病院でも小児科の救急診療を行っております。

このような状況のもと、本市としましても、地域医療の充実にむけ大阪府と協力して地域医療連携体制の整備に努めてまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

平成18(2006)年4月改正後の介護保険制度の実施に際しましては、制度とサービス内容の説明

パンフレットを全戸配布し、また、出前講座や介護保険課窓口福祉用具や住宅改修のパンフレットを置いて市民に対する情報提供に努めています。

介護保険サービスの適正利用につきましては、事業者連絡会等を活用して事業者への情報提供・啓発・研修を実施するとともに、介護相談員を介護保険施設等に派遣しサービスの向上に取り組んでいます。また、市民からの相談等、様々な機会を捉えて給付の適正化と介護保険サービスの向上に努めています。

市民からの苦情・相談への対応につきましては、介護保険課窓口と地域包括支援センターを総合相談窓口として、地域に密着した形で対応しています。また、大阪府国民健康保険団体連合会・大阪府にも苦情相談窓口があることを、冊子・チラシ等でお知らせしています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターが設置目的に沿って期待される機能を果たすためには、センターの活動を支える地域包括支援ネットワークの構築が必要と考えております。本市におきましては、地域ケア会議を設置し、市内6ブロックのサービス整備圏域ごとに、各地域包括支援センターを事務局としたブロック別地域ケア会議を定期的に開催しておりますので、今後も地域ケア会議の活用等を含めて、要援護高齢者等を中心とした援助のネットワークの形成及び広範な機関・個人のネットワークの形成を図るなかで、センターの事業が適切に実施できるように努めてまいります。

また、地域包括支援センター運営協議会につきましては、公募委員として第1号被保険者代表と第2号被保険者代表に各2名ずつ参加していただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

本市では、趣味を通じて仲間づくりと教養の向上を図り、高齢者の生きがいに資することを目的とした「いきがい教室」を開催しております。いきがい教室では、書道・俳句など文化的なものから健康体操のような健康を重視した教室、またパソコンや英会話など時代のニーズに即した教室など、市内6ヶ所で20科目の教室を実施しております。また、片山市民体育館・北千里市民体育館・南吹田市民体育館・目黒市民体育館・山田市民体育館の5市民体育館では、高齢者がスポーツを通じて健康の保持と生きがいを高めるため、高齢者スポーツ教室を開催しております。今後、団塊の世代が退職を迎え、高齢者・退職者の社会参加・健康促進は大きな課題となっております。時代に即した「生きがい教室」の充実に努力してまいります。

さらに市民協働学習センターにおきましては、高齢者・退職者がもっている経験や知恵をまち

づくりに活かしていただき、広く多世代にわたる市民とともに活動に参加される機会を提供し、それぞれが連携・協力して補完的なつながりをもち、行政も含めて良きパートナーシップを築き上げることで、新たな公共領域の確立をめざし一歩進んだまちづくりの創造を図るための施策に努めてまいります。

なお、教育委員会からの回答は下記のとおりです。

本市においては、健康づくり宣言都市として「一市民・一スポーツ」を合言葉に多くの市民のスポーツ活動への参加を促し、スポーツに親しめるまちづくり実現のため生涯スポーツの推進を目標に掲げ、市民の健康・体力づくり施策の充実と発展に取り組んでいます。今後も、市民体育館の利用をはじめ学校体育施設の開放など、スポーツ活動を通じて高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のための活動の場を広げる施策を検討してまいります。

あわせて、高齢・退職者を含めた市民の学習支援だけでなく、学習の成果を活かせるような機会の提供、生涯学習情報や関連施設のネットワーク化をさらに推し進めるといった施策の推進に努めてまいります。
(教育委員会)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度における就労支援につきましては、厚生労働省の指導もあり、平成17年度からはハローワークで実施されている「生活保護受給者等就労支援事業」に積極的に参加しています。また平成18年度からは、本市の委託事業として就労支援専門員（キャリアコンサルタント）による就労支援のための「カウンセリング事業」を実施しています。さらに、平成19年9月より職安のOBの方を「就労支援専門員」として採用し、職場での様々な助言やハローワークへの同行訪問等を実施しています。今後も就労支援体制の充実に努めてまいります。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I Vは、正しい知識を身につけることによって感染の予防が可能であり、感染予防のための啓発が重要になります。

本市といたしましても、大阪府の実施する相談・啓発事業との連携を図り、予防・啓発に努めてまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

地域子育て支援センター事業をすべての公立保育園と一部の私立保育所で実施しています。就園前の子どもと保護者を対象とした育児教室や子育てサークルの育成・支援、育児相談、親子で楽しめる行事、施設の一部開放などを行い、育児負担の軽減や仲間づくりを進め、地域全体で子育てを支援し合う基盤づくりを進めています。また、地域子育て支援センターである保育所を中心に市内を12の地域に分け、民生・児童委員や地区福祉委員など各地域の子育て支援に関する機関や団体で構成する連絡会を開催し、地域における子育ての現状や子育て支援の課題について交流・学習を行っています。

また、平成13年度に開始したファミリーサポートセンター事業については、会員数・活動件数とも順調な伸びを示し、地域での相互援助活動の輪が確実に広がっています。今後は事業を円滑に進めるため、特に援助会員の拡大に努めます。

休日保育・延長保育・夜間保育などの本市の保育制度につきましては、「吹田市次世代育成支援行動計画」に基づき各々平成21年度までの目標を定め、その実現にむけて取り組んでいるところです。これら事業のさらなる拡充につきましては、本市の厳しい財政事情により極めて困難な状況ではありますが、現状の財源確保に努め、限られた予算の範囲内において今後とも市民の多様なニーズに応えることができるよう研究してまいりたいと考えております。また本市では、現在2ヶ所の病後児保育室を設置しておりますが、このうち1ヶ所については、病児・病後児保育室として平成21年3月を目途に開設できるよう取り組んでいるところです。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

公立保育所の運営費や施設整備費の一般財源化により、本市の保育所運営におきましても多大な影響を与えているところではありますが、これまで築いてきた本市の保育制度の質が低下することのないよう、保育士等の人件費につきましても現状の財源確保に努めるとともに、国・府から十分な財源措置が講じられるよう府市長会を通じ要望しているところです。

また、保育所職員を対象とする研修につきましては、今後ともより良い保育が実現できるよう、その内容等につきましてさらに検討してまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

留守家庭児童育成室事業につきましては、保護者が就労しているなどの事情により放課後保育に欠ける小学1年生から3年生までの児童を対象に、施設・設備など環境の改善に努めながらすべての小学校において公設公営で実施しております。この事業は、小学校の余裕教室などで運営しておりますが、本市において児童数は増加傾向にあり、施設・設備にも一定の限界があることから対象者の拡大は困難であると考えております。

事業の拡充については、今年3月に長期休業中の開室時間を午前9時から8時30分に延長いたしました。午後5時以降の時間延長につきましては、児童の帰宅時の安全確保などの諸問題を解決して実施できるよう検討してまいります。

その他のニーズや問題につきましても把握を行うとともに、働くことと育てることの両立支援のために、今後も事業の充実を努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

なお、教育委員会からの回答は下記のとおりです。

子どもを守る観点から、本市では平成15(2003)年度より小学校施設を利用し、水曜日の放課後に子どもの自由遊びを見守る「太陽の広場」を「こどもプラザ事業」の大きな柱として実施しております。
(教育委員会)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

本市といたしましては、「大阪府学校支援人材バンク」にとどまらず学校支援ネットワークプラン「エス・ネットプラン」を実施し、幼稚園及び小・中学校と地域が連携・協力して人々の触れ合いや体験的な活動の機会の充実を図っています。また、各小学校区ではPTAや地域が主体となって見守り隊が組織されており、登下校時の通学路の安全について様々な活動を行っていただいております。本市ではこの見守り隊に対して、消耗品の補助など側面から支援しております。

さらに、トラブルに巻き込まれた子どもが助けを求めて飛び込んできた時に「子ども110番の家」運動の協力者等が保護する活動を行い、傷害を被ったり財物を破壊した場合に見舞金を支給する「吹田市子ども110番の家災害見舞金」の支給制度を平成12(2000)年に制定しました。また、地域安全青少年育成吹田市民大会の取り組みとして、実行委員会が推進団体を通して協力者に旗や表示プレートを配布し「110番の家」の所在が分かるようにするなど、「110番の家」運動の推

進を支援する環境を整える取り組みをしております。

本年11月には地域教育部にこどもプラザ推進室を設け、放課後の子どもの居場所づくりを一層充実させるため、従来より実施している「太陽の広場」を週1回（水曜日）から週3～5日実施へと拡大し、また「地域の学校長」を配置して「太陽の広場拡充実施モデル事業」を始めました。また、「こどもプラザ事業」全体の充実を図り子どもの放課後の安心・安全の取り組みをより強化していくため、こどもプラザ事業推進本部を設置し、地域活動の活性化にむけた基盤整備を進めております。

（教育委員会）

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

（回答）

本市では、市単費で高等学校等奨学金支給事業を生活保護基準の1.2倍以下の世帯対象に実施しています。またその他の奨学金制度についても市報や市ホームページに掲載し、市民への周知に努めています。

小・中学校児童生徒に対する就学援助支給制度については、生活保護基準の1.3倍以下で実施するとともに、学校を通じて全保護者に対して申請書を配布しています。また郵送による受付も実施しています。

（教育委員会）

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

（回答）

本市におきましては、平成12年3月に「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を制定し、すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会をめざして施策の充実に取り組んでおります。

「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備につきましては、この制度の普及・定着のため、大阪府・法務局とも連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

また、社会的マイノリティに対する人権侵害を根絶するための啓発につきましては、「憲法と市民のつどい」「市民ひゅーまんセミナー」「人権フェスティバル」などの催しのなかで様々な社会的マイノリティに関する講演などを実施し、啓発に取り組んでいるところです。

今後とも施策を実施するにあたりましては人権尊重の視点を大切に、国や大阪府の動向も注

視しながら、様々な人権課題の解決にむけて対応してまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

「すいた男女共同参画プラン（男女共同参画計画）」につきましては平成19(2007)年度で計画期間が終了することから、今年度中に「第2次すいた男女共同参画プラン」を策定し、引き続き市と市民・事業者との協働を進めるために、具体的な施策・事業を通して着実な推進を図ってまいります。

また、審議会等への女性の参画の推進につきましては、「第2次すいた男女共同参画プラン」の目標値を定め、今後とも取り組みを強めてまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では平成14(2002)年10月に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現にむけて市と市民・事業者が協働し、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野で取り組みを進めております。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけては、啓発や相談窓口などの情報提供、DV相談窓口の開設などに取り組んでおります。今後さらに、担当職員への研修や庁内外の関係部署の連携を強め、被害者支援の体制の整備に取り組んでまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむ

けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性の育児休業取得の促進につきましては、仕事と育児の両立にむけ事業者・労働者への啓発と制度の定着を図るため、広報誌による啓発・情報提供や標語の活用、事業所研修会の開催など取得促進に努めております。啓発や研修会などを通して引き続き取得を促してまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

大阪府では「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「2010年度における大阪府域の温室効果ガス排出量を1990年度から9%削減する」と目標を掲げています。

本市は、市民や事業者に対して範を示すべく「吹田市役所エコオフィスプラン（第3版）」を策定し、省エネルギーや省資源に取り組んでいます。今後も市が率先して低公害車の導入・エコドライブ・電気やガスなどの省エネルギーに積極的に取り組むことにより、市民・事業者の温室効果ガス排出量の削減への意識の定着を図ってまいります。

また大阪府の目標達成にむけて本市では、大阪府・近隣自治体・NPOなどから構成される北大阪打ち水ネットと連携を図り、打ち水の普及啓発に取り組むとともに、地球温暖化対策にも取り組んでいます。そして交通部門や民生部門につきましても、市民・事業者・行政から組織される「アジェンダ21すいた」におきまして、持続可能な社会をめざし、温室効果ガス排出抑制に努めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

地球温暖化に加えヒートアイランド現象が深刻な問題となっています。本市ではこれらの問題解決にむけて、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき公共工事などの際にヒートアイランド対策を講じるよう、関係部局に働きかけてまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

平成18(2006)年2月に京都議定書発効1周年を記念して、大阪府では「ストップ地球温暖化デー」を制定しました。そこで、本市は大阪府と連携して温室効果ガス削減を推進するため、庁内放送・「市報すいた」・出前講座などを通じて、市民に対して省エネルギー・省資源を呼びかけるとともに「ストップ地球温暖化デー」の普及・啓発を図ってまいります。

アイドリングストップ運動につきましては、「チーム・マイナス6%」をはじめ多様な団体・個人で取り組んでおられますが、本市域におきましても一部運送事業者がデジタルタコグラフによる運行管理システムを導入し、エコドライブに取り組まれているところでございます。本市におきましても、公用車を運転する職員を対象にエコドライブ運転講習を実施するなど、一事業者として職員の意識向上を図っております。市民への働きかけといたしましては、市庁舎にアイドリングストップを呼びかける懸垂幕を掲げるとともに、定期的に市役所駐車場にアイドリングストップの啓発用幟旗を掲出し、さらに庁内放送においてエコドライブに努めるよう来庁者に協力を呼びかけております。また車両の排ガス検査の実施時や「神崎川畔さくらまつり」「環境教育フェア」などの催しの際にも啓発用パンフレットを配布するなど、啓発活動に取り組んでいるところでございます。今後とも様々な機会を捉えアイドリングストップ運動の普及に努めてまいりたいと考えております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市のごみのリサイクル率は13.9%で大阪府平均を上回ってはいますが、全国平均に近づけるよう大阪府との連携を強化し、市民・事業者と協働してさらなるリサイクルを推進してまいります。

ごみの分別については、現在市民に5種12分別で排出していただいております。収集された再生資源は破砕選別工場において38種(99品目)に分別し、資源化しているところです。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増

設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

本市では日曜日を除き市内全域で収集地区を中心に6～7台の巡回パトロール車を出し、廃棄物の不適正処理の防止及び適正排出への啓発・指導を行っております。市内で廃棄物の不法投棄がたびたび発生する場所には、付近住民や警察の協力を得て不法投棄防止に努めており、各所管課（市道上では道路管理課、公園では公園管理課、ごみ置場周辺では事業課）で啓発用の立看板を吹田警察署の連名で掲示しており、市役所へ連絡していただければ各所管課につながるようしております。また、看板設置要望があれば迅速に適切に対応しております。なお、監視カメラの設置につきましては今後の検討課題としてまいります。

問い合わせ先：吹田市環境部資源循環室 事業課（電話06-6832-0026）

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市におきましては、幅広い世代の方々に環境保全への関心をお持ちいただき、行動へとつながる機会づくりに努めようという趣旨から、石けん作り講習会やエコクッキングといった生活排水に関する啓発事業を実施しております。今後とも、市民一人ひとりにより自主的に生活排水対策に取り組んでいただけるよう、「市報すいた」等の広報誌への掲載も含めた幅広いPR活動に努めてまいりたいと考えております。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」は「災害に強い安全なまちづくり」を目標としており、毎年内容について検討を加えることとされておりますので、取りまとめられた大阪版「地震防災戦略」などを基にこの計画に検討を加え、必要であれば修正を行い、防災体制の補強に努めてまいります。

災害時用の食糧備蓄については、この計画を基に確保を行っており、賞味期限の来る食糧については更新を行うなど整備をしております。

訓練につきましては、市主催の吹田市地域防災総合訓練を行う時に住民にも参加していただいているほか、地域の自主防災組織や自治会単位で独自の訓練なども実施されており、要請があれば講師派遣などを行っております。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市の公立学校施設の耐震化につきましては、地域の防災拠点と位置づけられている屋内運動場を優先して年次計画的に実施してまいりましたが、平成19(2007)年度より耐震化の促進を図り耐震補強工事を優先して行い、平成23(2011)年度に完了できるよう努めております。また学校施設全体の耐震化につきましては、平成19年度から児童・生徒の安心・安全の確保からも、校舎の耐震化計画を進めております。なお、耐震関連事業を実施するにあたりましては、文部科学省の公立文教施設整備費の「安全・安心な学校づくり交付金」制度の利用により事業を実施しています。(教育委員会)

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

AEDにつきまして、本市スポーツ施設では、市民体育館(片山・北千里・山田・南吹田・目伎)・武道館・総合運動場・市民プール(片山・北千里・南千里・中の島)・スポーツグラウンドのうち中の島・桃山台スポーツグラウンドにおいてすでに設置し、操作方法の研修を受講し万全の体制を整えています。AEDを常設設置していない南正雀・山田スポーツグラウンドにつきましても、設置にむけ鋭意努力してまいりたいと考えています。(教育委員会)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

本市では、農業に携わる方の高齢化さらには後継者不足など、農業経営を維持し農地を保全していくうえで厳しい状況にあるなかで、農地の保全・活用を図るため、農家に市民農園の開設整備費などを補助し、また、農園利用者の募集・決定を市が代行するなど農家を支援し、農家の経営による市民農園の整備を促進しているところでございます。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設(専用駐車場や荷捌施設など)の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車対策につきましては、JR吹田駅南周辺と地下鉄江坂駅周辺を重点区域に指定し、交通指導員による指導啓発活動を行うとともに、特に悪質な車に対しては吹田警察へ取り締まりの要請をしております。交通指導員配置前と比較いたしますと路上駐車台数は減少しておりますが、近年は横ばい傾向となっております。今後、吹田警察とも連携をとり、交通モラルの向上及び駐車秩序の確立に努めてまいりたいと考えております。

物流事業における専用パーキングエリア・荷捌場等は利用者の敷地内に確保していただくのが原則です。また認定道路内では、付属施設として有料駐車場等は認められていますが、特定の利用者のための専用パーキングエリア及び荷捌場等は公平性の観点から現状での確保は困難な状況です。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市におきましては、市内のすべての鉄道駅14駅のうち10駅周辺におきまして「交通バリアフリー基本構想」を策定し、その重点整備地区内の道路や鉄道駅舎・信号機等交通施設のバリアフリー化整備を、本市だけでなく大阪府や鉄道事業者・警察により順次進めているところです。残りの4駅周辺におきましては現在基本構想づくりを進めているところで、基本構想の策定後、その重点整備地区内の交通施設のバリアフリー化整備を進めまいります。

また、鉄道駅舎のバリアフリー化設備の整備につきましては、国・大阪府及び本市からの補助金により実施されておりますが、国及び大阪府に対して補助対象の拡充について要望しているところです。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車専用レーンの設置につきましては、道路や歩道の幅員等の問題がございますが、今後研究をしてまいりたいと考えております。

また、歩車分離信号の拡充につきましては、吹田警察へ要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドにつきましては、TDM（交通需要マネジメント）施策の一環として国・大阪府にさらに推進していただくよう要望しており、引き続き要望してまいります。また、レンタサイクルにつきましては現在5ヶ所で開催しており、平成20(2008)年度には阪急吹田駅でも実施を予定しております。今後も随時対象箇所を拡大してまいりたいと考えております。

11. 独自要請

北大阪急行桃山台駅前のバスターミナルについて、現在のターミナルの飽和状態を早急に緩和すること。

〈説明〉北大阪急行桃山台駅前バスターミナルについては、現在自家用車の進入にあわせ飽和状態となり、また周辺道路の交通量の増加により、特に朝夕のラッシュ時間帯においてはバスの定時運行に支障を来し、ご利用客に大変ご迷惑をかけている状況である。

対策の一つとして、現在のバスターミナルを第一ターミナル、新御堂筋東側の駐輪場横の土地に第二ターミナルを新設し、バスの発着も行先方面別に区分することにより、現在の飽和状態を緩和できるものとする。本市ならびに大阪府の財政について大変厳しい現状であることは理解しているが、本市の環境目的・目標にあるように「快適で安全な交通空間の整備」をめざし、関係機関と協議のうえ、早期に対策を講じられたい。

(回答)

第二ターミナルの新設に関しましては、大阪府タウン管理財団や大阪府等関係機関の協力が不可欠であり、引き続き今後の検討課題として考えてまいります。